主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由中、違 憲の文字を使用するが、その実質は、本件忌避申立の事由なしとする原決定の判断 を非難するに帰し、同条所定の場合に当らないと認められるから、本件抗告を不適 法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定す る。

昭和三一年九月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判	官	小	谷	勝	重
裁判	官	藤	田	八	郎
裁判	官	谷	村	唯一	郎
裁判	官	池	田		克